

生衛 やまがた

第234号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター
〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号
☎(023)623-4323 <http://www.seiei.or.jp/yamagata/>



就任のご挨拶

日本政策金融公庫 山形支店 国民生活事業統轄 林 弘二

山形県生活衛生営業指導センターさま、各生活衛生同業組合さま、そして生活衛生営業に関わる皆さま方には、平素より当公庫業務につきまして格別のご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。また、皆さまが業界の振興発展と経営の合理化、そして衛生水準の向上はもとより、地域社会の発展のため、ご尽力されていることに深く敬意を表する次第でございます。

このたび令和6年8月1日付で山形支店国民生活事業統轄として、前任地多治見支店から着任いたしました林でございます。微力ではございますが、山形県的生活衛生関係営業の皆さまのお役に立てるよう精一杯努めてまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単に自己紹介させていただきます。出身は愛知県で、平成5年に旧国民金融公庫に入庫し、今回が10回目の転勤となりますが、東北での勤務は初めてとなります。着任早々花笠まつりを見ることができ、歴史あるお祭り地域の方々の熱気に圧倒されました。雪国での生活も初めてとなりますので、蔵王の樹氷をはじめ、今までに見たことがない景色に出会えることワクワクしています。

また、地域の皆さまは大変人情に厚く、温かい人柄の方が多いと伺っております。皆さまとお近づきになれることを嬉しく思うとともに、一日も早く地域の一員として認めていただけるよう、日々精進していきたいと考えております。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、サービス消費の持ち直しやインバウンド需要の回復の後押しもあり、業績改善がみられる事業者がある一方で、物価高騰などの影響により多くの事業者が未だに厳しい経営状況にあるのも事実かと思えます。

そのような中、今後もより多くの皆さまのお役に立てるようコロナ資本性ローンをはじめ、物価高騰対策として金利負担軽減が措置されているセーフティネット貸付などによる金融面での速やかなご支援はもとより、経営課題の解決に向けた情報発信を行い、生活衛生営業指導センターさまや各生活衛生同業組合さまと連携を図りながら生活衛生業界全体の活性化に向けて取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆さまの一層のご発展とご繁栄を祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

後継者育成支援事業

現在、生活衛生関係業界では経営者の高齢化の進行に伴い後継者不足が深刻になっております。このことから、当指導センターでは若年層の生衛業に対する職業感の向上と後継者の確保対策や将来の生衛業への就職、または自らの起業などのきっかけとなるよう、各組合の協力を得ながら高校生を対象としたインターンシップ（職場体験）事業をおこないました。

今年度は県内にある4校から26人の応募があり、夏休み期間中それぞれ希望の業種で職場体験をおこないました。

ご協力いただきました関係者の皆様へ深く感謝いたします。



令和6年度 クリーニング師研修及び業務従事者講習実施のお知らせ

令和6年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を下記のとおり開催します。

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた研修を受ける義務があります。

また、クリーニング所の業務従事者についても、営業者は従業員の5分の1以上について3年を超えない期間ごとに法に定められた講習を受けさせる義務がありますので、該当者がいる場合、受講していただくようお願いいたします。

※ただし、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合はクリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものとみなされます。

○クリーニング師研修

村山会場：11月6日（水）13：30～ 山形市江南公民館4階講堂

庄内会場：11月13日（水）13：00～ 三川町子育て交流施設テオトル多目的ホール

○クリーニング業務従事者講習

村山会場：11月7日（木）13：30～ 山形市江南公民館4階講堂

庄内会場：11月14日（木）13：00～ 三川町子育て交流施設テオトル多目的ホール

クリーニング師が異動（雇用、転勤、退職等）した場合の届出を忘れずに！

☞クリーニング所開設時に届け出た事項（開設届）に変更があった時は、営業者は保健所に変更届の提出が必要です。（例えば、施設の名称、代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更等）

- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は速やかに届出をしましょう。
（届出を行わないと、実際には従事していないクリーニング師あてにクリーニング師研修の受講案内が届くことになります。）
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。
（クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して免許を返納しましょう。）

◇クリーニングはSマークのお店で◇

11月は標準営業約款普及登録促進月間です！

標準営業約款制度「Sマーク」は消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

マークのある理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、Safety【安全】・Standard【安心】・Sanitation【清潔】の3つのSをお約束させていただきます。

未登録店の方は是非この機会にご検討ください！

◆標準営業約款登録は毎年2月と8月に行うこととなっております。

詳細は(公財)山形県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせ下さい。☎023-623-4323

手数料

(1) 再登録の場合 (有効期間5年間)

登録手数料	2,360円
標識代	1,300円
	3,660円

(2) 新規登録の場合 (有効期間3年間)

登録手数料	6,600円
標識代	1,300円
掲示板	2,000円
	9,900円

第51回理容文化展

令和6年9月9日(月)第51回理容文化展が新庄駅ゆめりあ「花と緑の交流広場」を会場に開催されました。同時に、理容ボランティアカラーチューブリサイクル活動、共済推進キャンペーン、組合講習会「就活ヘア、イケメンヘア」セミナー、全国理容競技大会(令和6年10月21日(月)愛媛県開催)出場者の壮行式も兼ねた公開トレーニングも行いました。今年度は特に一般の方にも見ていただこうと公共施設での開催となりました。

個人作品79作品、各支部の団体作品10作品を出展いただき、どれも素晴らしい作品ばかりです。理容文化展は組合員一人ひとりの感性豊かな人間向上と、県内全域の組合員の親睦と融和を図るものです。新庄駅を訪れる一般消費者の皆様と広く交流を持ちながら、業界の活動を知っていただける催しとなりました。

○理容文化展作品



○組合講習「就活ヘア、イケメンヘア」セミナー



○理容ボランティア カラーチューブリサイクル活動



○全国理容競技大会出場者公開トレーニング



秋のお客様大感謝祭のお知らせ

開催期間 令和6年10月1日～11月30日

長引くコロナ禍の影響に加え、昨今の物価高騰でまだまだ厳しい状況にありますが、このキャンペーンを通して飲食需要を喚起し、社交飲食業界の需要回復に繋げていくため「秋のお客様大感謝祭」といたしまして、飲食券や景品が当たるキャンペーンを実施します。

詳細 開催期間中に県内組合店を利用した方を対象に組合店舗利用券や景品が当たるキャンペーンを実施する。
来店した参加希望のお客様へ応募用紙を配布し組合店を2店周ってもらい2店舗のスタンプがたまったら応募できる。
参加店は「山形飲み歩きガイド ヤマノミ」で検索して下さい

主催 山形県社交飲食業生活衛生同業組合



11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です！

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等は、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関連団体との連携のもとに、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）の周知広報や組合活動活性化の取り組みを重点的に展開します。

生衛組合は、生衛法に基づき設立された、衛生水準の維持・向上等を使命とする同業者の組織であり、生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の推進においても重要な社会基盤です。しかしながら、生衛法の制定後60余年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況にあるため、生衛組合の周知広報や組合活動活性化の取り組みを重点的に展開することとしています。

なお、山形県生活衛生営業指導センターにおいても本事業に共催し、生衛組合の周知広報事業の実施など事業協力を行っています。

組合加入への呼びかけをお願いします！

◆◆◆◆ 組合員の皆様！ ◆◆◆◆

組織の強化拡大と業界発展のため、まだ組合に加入していない同業者への呼びかけをおねがいします。生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」に基づく営業者の自主的な活動団体で次のような活動を実施しています。

- 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金斡旋
- 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- 組合員の福利厚生や共済関する事業等

組 合 加 入 の メ リ ッ ト

★日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件

①融資限度額が大きい・金利が低い ②無担保、無保証の「生活衛生改善資金貸付の融資制度」がある

★カラオケなどの音楽著作権使用料の割引が受けられる（一部組合）

★融資、経営、衛生、法律各種手続き、技術、苦情等に関して無料で相談指導が受けられます

★各種保険、共済制度に加入できます ★各種の表彰制度（知事、大臣等）が受けられ、社会的な信用もアップ

《各同業組合の事業等については直接組合事務局へお尋ねください》

組合名	所在地	TEL
山形県理容生活衛生同業組合	〒990-0834 山形市清住町3-2-65	023-645-3525
山形県美容生活衛生同業組合	〒990-0053 山形市薬師町1-4-25	023-641-5222
山形県クリーニング業生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-641-5128
山形県興行生活衛生同業組合	〒990-0885 山形市嶋北1-2-2	023-682-7224
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒990-8570 山形市松波3-2-12	023-622-4891
山形県麺類飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-632-5246
山形県食肉生活衛生同業組合	〒990-2447 山形市元木3-1-22	023-622-4355
山形県料理飲食生活衛生同業組合	〒990-0042 山形市七日町4-6-16	※詳しくは指導センターまで
山形県鮨商生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-622-2918
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-624-2018
山形県社交飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-631-8364

無料 アプリ

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえい N A V I

のご案内



「せいえい N A V I」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係営業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。

対応機種／スマートフォン、タブレット OS／iOS (ver.13以上)、Android インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。

※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iOS (apple)



android (Google)

◇理美容はSマークのお店で◇